

浜岡原子力発電所の防災対策について(質問及び回答)

質 問	回 答	備 考
<p>質 記</p> <p>I 原子力防災訓練に関すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日程、目的、事故想定について 2 前回の反省点と今回の改善点について 3 予算や人員の規模と住民の参加について 4 広報について 5 防災講習会について 3 住民の避難について 4 ヨウ素剤の配布について 5 その他 <p>II 原子力防災計画に関すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急時環境放射線モニタリングについて 2 SPEEDI (緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム) について <p>III 静岡県の原子力行政に対する考え方に関すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 福島県の取り組みについて 2 静岡県知事の定例記者会見のコメントについて 3 法律の条文に対する県の見解について (質問項目の詳細は別紙に記載) 		

浜岡原子力発電所の防災対策について(質問及び回答)

3 (原子力安全対策室)

質 問	回 答	備 考
<p>(別紙)</p> <p>1 原子力防災訓練に関すること</p> <p>1 日程、目的、事故想定について</p> <p>(1) 次回の原子力防災訓練は、いつ頃、どのような目的で行われる予定ですか。</p> <p>(2) 事故想定と訓練の概要を教えてください。</p> <p>(3) 事故想定を決めるにあたっては、経済産業省との意見交換はどのように行われましたか。</p> <p>(4) 東海地震との関連が訓練の項目に含まれますか。</p> <p>*石川県知事は、2001年11月27日の定例記者会見で、「原発震災を想定することも必要ではないか」との記者からの質問に対して、「よく考えておきます」と述べられています。</p> <p>2 前回の反省点と今回の改善点について</p> <p>(1) 前回の反省点と、それを踏まえた今回の改善点を教えてください。</p> <p>*2000年2月1日に行われた前回の防災訓練は、前年末に制定された原子力災害対策特別措置法の趣旨を踏まえた訓練とのことでしたが、新聞報道等によれば、事故発生時の午前7時30分には県の職員がすでに現地に到着していた、避難が決定される以前に、避難用のバスが住民が集合する場所に到着していた、避難場所が原発の風下になっていた等の問題点が指摘されていました。他にも、国の専門家の到着が予定より大幅に遅れたとの報告もあり、実践的とはいえないとの意見もあ</p>	<p>2月4日に実施した原子力防災訓練については、1月30日の担当者からの御説明と、31日にお渡しした報道機関説明資料で御確認ください。</p>	

浜岡原子力発電所の防災対策について(質問及び回答)

4 (原子力安全対策室)

質 問	回 答	備 考
<p>りました。</p> <p>3 予算や人員の規模と住民の参加について</p> <p>(1) 予算規模と財源の内訳を教えてください。</p> <p>(2) 動員や協力要請される人員の人数、機関、所属等を教えてください。</p> <p>(3) 住民の参加はどの程度で、どのような形で参加しますか。また、住民に対してはどのような方法で参加を求めますか。</p> <p>(4) 防災訓練時の町と県、国の役割分担はどのようになりますか。</p> <p>(5) 5 町以外の周辺の自治体や住民はどのような形で参加することになりますか。</p> <p>4 広報について</p> <p>(1) 防災訓練が行われることについて、事前の広報はどのように行われますか。 *前回の訓練では、周辺5町の住民であっても、10人中9人が訓練そのものを知らなかったと回答し、「訓練、大半が知らない」という新聞報道も出されたほどでした(2001.2.2 讀賣新聞朝刊)。</p> <p>(2) 防災訓練の際の広報はどのように行われますか。 *前回の訓練では、同報無線の放送文が長すぎて指示が聞き取れなかったという反省が強く出されていました。</p>		

浜岡原子力発電所の防災対策について(質問及び回答)

5 (原子力安全対策室)

質 問	回 答	備 考
<p>5 防災講習会について</p> <p>(1) 今回の防災講習会の講師、講演のテーマ、内容を教えてください。また、この講習に参加する住民はどのように集められますか。</p> <p>*前回の防災講演会は、日本原子力研究所の北野匡四郎氏による「原子力防災に関する基礎知識」で、「原発は安全にできている」「被爆をそんなに怖がることはない」「自然放射線やX線など、放射線は怖くない」等、原発の安全性を強調する内容で、防災訓練の講演としてはあまりにも不適切との批判が強かったと聞いています。</p>		

浜岡原子力発電所の防災対策について(質問及び回答)

6 (原対室、監視セ)

質 問	回 答	備 考
<p>II 原子力防災計画に関すること</p> <p>緊急時環境放射線モニタリングについて</p> <p>(1) 緊急時環境放射線モニタリングに必要な機器(原子力安全委員会の「緊急時環境放射線モニタリング指針」の2-2(2)放射線測定用機器)は、どこにどのように配備されていますか。静岡県「緊急時モニタリング用資材の整備実施要領」の内容を教えてください。</p> <p>(2) これらの機器の所有者、管理者を教えてください。これらの機器の購入や管理のための経費はどこから支払われていますか。</p> <p>(3) 飲料水、農産物、海産物等の食品の放射線モニタリングは、いつの時点で、どの場所で採取されたものを対象とすることになっていますか。県の「緊急時モニタリング実施要領」ではどのように決められているのか教えてください。 *1999年9月に茨城県東海村で起こったJCOの事故の際、茨城県が行った農作物のモニタリングの対象となった試料の採取時期について、事故の影響がさほどおよんでいない初期の時点で採取されたものではないかとの疑問が残りました。</p>	<p>(1) ①緊急時環境放射線モニタリングに使用する放射線測定用機器は、環境放射線監視センター(以下 監視センター)に配備されています。 ②「緊急時モニタリング用資材の整備実施要領」は、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に遂行することを目的に定めています。 具体的には、モニタリング地点を示した地図等の資料、測定用機器、測定用消耗品、防護用資材、通信用資材などの必要な整備台数を定めるとともに、緊急時モニタリング資材を常時使用可能な状態に保つため定期的な保守点検などを定めています。</p> <p>(2) これらの機器の所有者は、静岡県で、管理は監視センターで行っています。また、これらの機器の購入や管理のための費用は、県が支払っています。なお、財源は国の交付金です。</p> <p>(3) 「緊急時モニタリング計画」及び「緊急時モニタリング実施要領」の中で、食品等の放射線モニタリングは以下のように定めています。 ①採取時点 県原子力災害対策本部が設置された直後から実施し、オフサイトセンターの現地事後対策連絡会議が廃止されるまで行います。</p>	

浜岡原子力発電所の防災対策について(質問及び回答)

7 (原対室、監視セ)

質 問	回 答	備 考
<p>安全宣言が出された時期も適切ではなかったのではないかと いう疑問も出ました。ともに、農産物等のモニタリングの対 象となった試料の採取時期や、測定結果に対する評価方法に 問題があったためと考えられます。</p> <p>(4) 飲料水、農産物、海産品等の食品の放射線の測定、分析 は、どこの機関に依頼することになっていますか。その機関 が選定されている理由は何ですか。また、すでに委託契約が 行われている場合には、委託契約の内容について教えてください。 さい。</p> <p>(5) 静岡県防災計画にある「東海地震対策モニタリング実施 要領」では、東海地震の際のモニタリングはどのように行わ れることになっていますか。</p> <p>(6) 風下方向や最大濃度の出現予測地点に、モニタリング車 両を使って、走行しながらモニタリングを行う等の作業を担 当するモニタリング要員の安全はどのように確保されます か。県の「緊急時モニタリング要員の防護実施要領」の内容 を教えてください。</p>	<p>②採取地点の考え方 a 第1段階モニタリングは、大気中の放射性物質濃度の最大濃度の出現 予測地点とその近傍を数点、及び風下軸を中心とした3セクタ(67、 5°)内における大気中の放射性物質濃度の最大濃度の出現予測地点 を中心とした風下軸の地表面直行線上数点を実施します。 b.次に、第2段階モニタリングは、第1段階モニタリングの結果を参考 に採取地点を決定します。 c.最後に、事後モニタリングとして第2段階モニタリングの結果を参考 に採取地点を決定します。</p> <p>(4) 飲料水、農産物、海産品等の食品の放射線の測定、分析は、県の現地 モニタリング班が自ら行います。 なお、必要に応じて国の関係機関などからの専門家の応援を受けるこ ととなっています。</p> <p>(5) 東海地震の際には、点検等の準備を行い、緊急時モニタリングの必要 がある場合には迅速に実施できるよう備えます。</p> <p>(6) この要領では、モニタリング要員は、防護服、防護マスク、アラームメ ータ等の防護用資機材を必ず携帯してモニタリングを実施いたしま す。また、センターに戻った時は必ず汚染検査の手順に従って汚染の有 無の検査を実施します。</p>	

浜岡原子力発電所の防災対策について(質問及び回答)

8 (原対室、監視セ)

質 問	回 答	備 考
<p>(7) 静岡県内の緊急時の環境放射線モニタリングシステムにおいて、測定できる範囲はどこまでの地域ですか。汚染ゾーンが県内外の広範囲の地域におよぶ場合の対応について教えてください。</p> <p>(8) 緊急時モニタリングの測定データはどのような方法で報告されるのですか。地震時で、停電や通信手段に混乱が生じている場合でも、迅速かつ正確にデータが報告されるようになっているのですか。</p> <p>(9) モニタリングセンターの設置予定場所と、モニタリングセンター長のお名前、所属や経歴等を教えてください。</p>	<p>(7) 国の原子力安全委員会が示す「原子力施設等の防災対策について」(以下 防災指針)で規定している「防災対策を重点的に実施すべき地域」(以下 EPZ)のめやすは、原子力発電所の場合、半径約8~10kmとされております。当県でも防災指針を参考に、緊急時におけるEPZの範囲について、平常時からモニタリングを実施しています。また、汚染ゾーンが広範囲の地域におよぶ場合の対応は、SPEED Iにより放射性物質等の拡散予測を行うことで、対応が可能なものと考えています。</p> <p>(8) 緊急時モニタリングデータは、無線で報告されることとなっており、基地局である監視センターには停電時でも自家発電装置が稼働し、受信できる体制となっていることから、十分に情報伝達が可能なシステムとなっています。</p> <p>(9) 県環境放射線監視センターに現地モニタリング班を置きます。班長は同センターの所長となります。</p>	

浜岡原子力発電所の防災対策について(質問及び回答)

9 (原対室、監視セ)

質 問	回 答	備 考
<p>2 SPEEDI (緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム) について</p> <p>(1) SPEEDIでは、県のどの範囲の地域についての放射能濃度を予測することができますか。</p> <p>(2) SPEEDIが予測できる範囲外の地域については、どのようにして放射能濃度を予測しますか。</p>	<p>(1) SPEEDIは、原子力発電所等から多量の放射性物質が放出されたり、あるいはその恐れがあるという緊急事態に、周辺環境における放射性物質の大気中濃度及び被ばく線量などを放射源情報、気象条件及び地形データをもとに迅速に予測計算するコンピュータシステムです。SPEEDIの予測範囲として、風速場、放射性物質濃度、線量計算について25km四方の狭域予測と、100km四方の広域予測の2種類の予測を行うことができます。</p> <p>(2) (1)の回答のとおりです。SPEEDIの予測範囲は、EPZを上回る範囲としており、十分なものと考えます。</p>	

浜岡原子力発電所の防災対策について(質問及び回答)

10 (原対室、監視七)

質問	回答	備考
<p>(3) SPEEDIは、平常時や防災訓練の際はどのように使用されるのですか。</p>	<p>(3) SPEEDIシステムには、SPEEDI中継機ⅠとSPEEDI中継機Ⅱの接続がされています。SPEEDI中継機Ⅰは、平常時から、環境放射線監視テレメータシステムからの風向、風速等の気象観測データ、放射線観測データを受信・蓄積し、中央情報処理計算機(計算機は二台あり、一台が故障した場合にも、もう一台が稼動するように二重に防護措置が施されています。)に中継する役目を果たしています。また、SPEEDI中継機Ⅱは、原子力安全技術センターから配信された図形を表示することのできるシステムとなっています。</p> <p>防災訓練の際は、SPEEDIの予測計算を元にモニタリング実施地点の選定や、避難等の防護対策を実施する地域を決定するための基本資料として活用します。</p>	

浜岡原子力発電所の防災対策について(質問及び回答)

：1 (原対室、監視セ)

質 問	回 答	備 考
<p>(4) SPEEDI のシステムが作動しない場合はどのような場合で、どの程度の頻度で起こりますか。</p> <p>(5) SPEEDI の使用、維持、管理等には、年間どの程度の経費がかかりますか。</p> <p>(6) SPEEDI の使用、維持、管理等の経費の支払先、業務を委託している場合はその委託先と委託費、また、それらの経費がどの財源から支払われるのか教えてください。</p> <p>(7) 特に大地震の際に、SPEEDI が使用できなくなるケースとしてどのようなケースが考えられますか。</p> <p>(8) 固定式モニタリングポストのデータはSPEEDIに常時接続された状態になっていますか。固定式モニタリングポストのデータ以外の緊急時モニタリングのデータは、どのような方法でSPEEDIに伝えられるのですか。</p>	<p>(4) 作動しないケースとしては、システムを構成する装置の故障、定期保守点検、回線トラブルが考えられます。しかし原子力安全技術センターに設置されている中央情報処理計算機は2台あるため、停止する可能性はまずありません。また、その他の装置の故障も含め、システムが作動しなくなった実績はないそうです。</p> <p>(5)、(6) SPEEDI の維持管理費用は、14年度見込みで約2400万円です。内訳は、SPEEDI を運用する原子力安全技術センターへ負担金として約2200万円、約200万円は、専用回線使用料、電気代などです。財源は国の交付金です。</p> <p>(7) 最悪のケースとして、以下の場合が考えられます。 ① 原子力安全技術センターと監視センターを結ぶNTT専用回線が切断されること。 ② 原子力安全技術センターの中央情報処理計算機が2台とも故障すること。 ③ 監視センター側の装置が故障すること。</p> <p>万が一、このような状況になっても対応ができるように、平常時から、一定の条件による予測計算結果の配信がされています。この配信図に実際の気象条件、放出源情報による補正をして予測を行います。更に、簡易計算法による予測も可能です。</p> <p>(8) SPEEDI は、気象条件と放出源情報から予測計算をするためのシステムですので、緊急時モニタリングのデータを伝えることはありません。</p>	

浜岡原子力発電所の防災対策について(質問及び回答)

12 (原子力安全対策室)

質 問	回 答	備 考
<p>3 住民の避難について</p> <p>(1) 県は浜岡原発の原子力災害に備えた避難計画を作成していますか。</p> <p>(2) 避難の決定が下されるのはどのような場合ですか。</p> <p>(3) 避難場所の決定は、いつ、どのように行われますか。</p> <p>(4) それは住民に、いつ、どのように周知されるのですか。</p> <p>(5) 国が避難の方針を出す前に、県が独自の判断で避難命令を自ら出したり、町に出すように求めたりすることもありますか。</p> <p>(6) 観光客に対する避難場所の周知はどのように行われますか。</p> <p>(7) 避難場所の収容人数は、夏の行楽シーズン等の観光客も含めて十分と考えますか。</p> <p>(8) 悪天候の場合の避難はどのように行われますか。</p> <p>(9) 避難場所は、住民等が放射能の影響を避けるために十分な距離がある場所が選定されていますか。また、風向きが変わった場合はどのように対応しますか。</p> <p>(10) 周辺5町よりも離れた場所に、住民が避難することができる施設をあらかじめ決めておくべきだとのお考えはありませんか。</p> <p>(11) 「平成7年度静岡県避難計画マニュアル作成業務報告書」の内容は、避難計画の作成のためにどのように役立てられていますか。</p>	<p>3</p> <p>(1)～(10)</p> <p>住民の避難や屋内退避の区域については、オフサイトセンターの合同対策協議会において協議し、国の原子力災害対策本部に具申され、国の本部から関係自治体へ避難区域等について指示され、内容が告示がされます。これらの指示を受け、地元自治体では避難場所、集合場所などを決定し、同報無線などにより住民等に広報することとなります。</p> <p>避難場所の選定は、風向き等の気象条件も考慮し、想定される避難者数に見合う施設を選定することとなります。避難施設は、5町において指定しています。</p> <p>(11) 「報告書」は、防護対策区域の考え方、避難等の防護対策を実施するにあたっての留意事項をまとめたものであり、現在の合同対策協議会機能班での防護区域案の作成や町の「避難等措置計画」に活かされています。</p>	

浜岡原子力発電所の防災対策について(質問及び回答)

13 (医療室)

質 問	回 答	備 考
<p>4 ヨウ素剤の配布について</p> <p>(1) ヨウ素剤の備蓄数、備蓄場所等はどのように決められていますか。特に今までと変更された事柄があれば教えてください。</p> <p>(2) ヨウ素剤が配布される救護場所は何箇所ありますか。それは、住民に、いつ、どのような方法で知らされるのですか。</p> <p>(3) スクリーニングや除染のために配備される医師等の医療関係者の配置される救護場所は何箇所ありますか。また、それはいつ、どのように医療関係者に伝えられるのですか。 *平成13年度静岡県地域防災計画にある緊急時医療活動実施要領によれば、ヨウ素配布の前提となるスクリーニング及び除染活動にあたる医療関係者の人数は、スクリーニングが医師1名、診断放射線技師又は放射線測定員2名、補助者2名の計5名、診断除染が医師2名、看護婦・保健婦が2名、診断放射線技師又は放射線測定員2名、補助者1名の計5名で、ともに1チームあたり5名となっています。医療活動を実施するチーム数は、近隣8箇所の病院に、スクリーニング2チーム、診断除染1チームの計3チームがそれぞれ割り当てられており、合計で、スクリーニング16チーム、診断除染9チームとなっています。</p>	<p>(1) 現在配備しているヨウ素剤の備蓄数は、原子力安全委員会が平成13年6月に改訂した防災指針により、浜岡原子力発電所から半径10km以内の周辺5町の人口及び観光入込客数等から算定している。 平成14年4月に同委員会がとりまとめた報告書「原子力災害時における安定ヨウ素剤予防服用の考え方について」を受け、備蓄数、服用方法等の変更を、現在検討している。 また、ヨウ素剤の配備場所については、家庭などに配備した場合、誤った服用の危険性や適切な保管に支障があることなどから、地元と保管場所や搬送方法等を協議の上、発電所周辺の5町役場等に分配配備している。</p> <p>(2) ヨウ素剤を配布する避難所については、災害時の風向や発電所からの距離等により、その都度決定する。 また、住民への情報伝達は、広報車、同報無線、自主防災組織の情報連絡網等によるとともに、テレビ・ラジオ等の放送事業者、通信社等の報道機関の協力を得て行うこととしている。</p> <p>(3) 医療関係者は各救護場所にてスクリーニングや除染を行うことになるが、救護場所については、災害時の風向や発電所からの距離等により、その都度決定する。 また、医療関係者への情報伝達は、原子力災害合同対策協議会の決定を受け、県から伝達することとしている。</p>	

浜岡原子力発電所の防災対策について(質問及び回答)

14 (医療室2)

質 問	回 答	備 考
<p>(4) スクリーニングや除染のために配備される医師等の医療関係者は、1チームあたり、何人程度の住民等の診断等を担当することになりますか。</p> <p>(5) 夏の行楽シーズンの観光客も含めた場合、最高どの程度の人数が周辺地域内にいると予測していますか。その場合、医療関係者は1チームあたりどの程度の人数を担当することになりますか。</p> <p>(6) スクリーニングからヨウ素剤配布に至るまでの一人あたりの所要時間を教えてください。</p> <p>(7) 救護所に集まったすべての人がヨウ素剤を飲むまでに必要な時間はどの程度となりますか。</p> <p>(8) すべての自宅退避者に、各町職員や消防署員がヨウ素剤を各戸配布するまでにかかる時間はどの程度と考えられますか。</p> <p>(9) 廃棄処分されたヨウ素剤がどのように廃棄されたか、処分を委託した業者と処分方法を教えてください(マニュアルを示してください)。</p>	<p>(4) 災害時の状況により避難者数は異なるため、1チームあたりの担当人数は決めていないが、状況に応じて(社)放射線技師会等関係機関の協力を得て、できるだけ早く円滑に避難者を診断できるよう努めていくこととしている。</p> <p>(5) 現行の地域防災計画においては、観光客も含め周辺地域内に最大で約14万人程度いると予測し、ヨウ素剤配備数を算定し備蓄している。 1チームあたりの担当人数には決めていないが、災害時の状況により、(社)放射線技師会等関係機関の協力を得て、できるだけ早く円滑に避難者を診断できるよう努めていくこととしている。</p> <p>(6) 災害時の状況により住民の被ばく状況は異なるが、ヨウ素剤の服用が指示された場合にできるだけ早く服用対象者にヨウ素剤の配布が行えるよう努めることとしている。</p> <p>(7) 災害時の状況により避難者数や避難者の被ばく状況等が異なるが、できるだけ早く服用できるよう努めることとしている。</p> <p>(8) ヨウ素剤は、原則、避難所にて配布することとしているが、災害時の状況により、自宅退避者へのヨウ素剤配布が指示された場合には、できるだけ早く配布できるよう努めることとしている。</p> <p>(9) 使用期限切れの薬品として、新しいヨウ素剤の購入時に納入業者に返品したため、廃棄処分の委託はしていない。 その後、納入業者からメーカーに返品し、メーカーが廃棄処分業者と契約し、適正に処分されていることを確認している。 ・納入業者：伊勢久(株)掛川営業所 ・メーカー：(株)廣昌堂</p>	

浜岡原子力発電所の防災対策について(質問及び回答)

15 (原子力安全対策室)

質 問	回 答	備 考
<p>5 その他</p> <p>(1) 浜岡原子力発電所の過酷事故における被害想定を、県が行っているかどうか教えてください。</p> <p>(2) 静岡県の原子力防災専門官のお名前、経歴、通常時の所在、緊急時の連絡方法等について教えてください。</p> <p>(3) 施設の状況予測等を行う「緊急時対策支援システム(ERSS: Emergency Response Support System)」の整備がどの程度すすんでいるか教えてください。</p> <p>(4) 中部電力の最新の「防災計画」を見せてください。</p> <p>(5) 「平成7年度静岡県避難計画マニュアル作成業務報告書」の委託費とその財源を教えてください。</p> <p>(6) 同様の財源や他の財源をもとに、原子力防災に関連してこれまでに行われた委託調査の内容と委託先、委託費をお示しください。また、その成果品を見せてください。</p>	<p>5</p> <p>(1) 静岡県では、過酷事故における被害想定は行っておりません。</p> <p>(2) 県には原子力防災専門官の職はありませんが、国の浜岡原子力保安検査官事務所に防災専門官が配置されております。経歴等については、保安検査官事務所にお問い合わせください。</p> <p>(3) ERSSは、国が整備し運用しています。整備状況等については、原子力安全・保安院にご照会ください。</p> <p>(4) 中部電力の「防災計画」については中部電力に御確認ください。</p> <p>(5) マニュアルの委託費は約4,000千円、財源は交付金です。</p> <p>(6) 最近5ヶ年で、執行している主な委託調査は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成10年度 原子力防災広報対策の手引き 作成 委託費：約3,900千円 内 容：原子力災害時における広報文案、注意事項をまとめた ・平成11年度 原子力災害時問い合わせ対応の手引き 作成 委託費：約4,200千円 内 容：原子力災害時における問合せへの対応方法についてまとめた <p>成果品は原子力安全対策室で保管しています。</p>	

浜岡原子力発電所の防災対策について(質問及び回答)

16 (エネルギー対策案)

質 問	回 答	備 考
<p>Ⅲ 静岡県の原子力行政に対する考え方に関すること</p> <p>1 福島県の取り組みについて</p> <p>(1) 福島県で、現在、「あなたはどうか考えますか?～日本のエネルギー政策～原発立地県福島からの問いかけ」が無料で配布されていることをご存知ですか。また、この冊子のもとになっている「福島県エネルギー政策検討会」の出した「中間とりまとめ」の内容について承知しておられますか。</p> <p>*福島県では、現在、県のエネルギー政策の一環として、「あなたはどうか考えますか?～日本のエネルギー政策」を無料で配布しています。この冊子は、福島県が、2001年5月に設置した「福島県エネルギー政策検討会」の20回以上にもおよぶ検討内容をまとめた「中間とりまとめ」をもとに作成されたもので、国の原子力政策全般にわたる様々な問題点をあげ、国民全体に問いかけるとともに、国に対して原子力政策の根本的な見直しを迫っています。</p> <p>(2) この冊子や中間報告に書かれている福島県の問いかけや、上記のエネルギー検討会の取り組みを、同じ原発立地県として静岡県はどのように受け止めていますか。</p>	<p>御質問の資料は、福島県から本県あてに送付されており、内容についても承知しております。</p> <p>国の原子力政策の進め方について、福島県の立場から考え方をまとめられたもので、一つの見解であると理解しております。</p> <p>県では、従来から、原子力政策について、安全の確保を第一とし、立地地域の十分な理解と同意を前提に対処すべきであるという考えで臨んでおります。</p> <p>今後とも、地域の意見を十分に聴きながら、国自らが誠意と責任のある対応をし、国民に不安感・不信感を与えない取り組みをしていく必要があるものと考えております。</p>	

浜岡原子力発電所の防災対策について(質問及び回答)

17 (原子力安全対策室)

質 問	回 答	備 考
<p>2 静岡県知事の定例記者会見のコメントについて</p> <p>(1) 2002年5月27日の知事定例記者会見コメントの中で、石川静岡県知事は、原子力発電所の事故防止対策は、「第一義的には責任は中部電力、それからそれをチェックする立場にある国の責務」であるとして、県は原子力発電所については「法律上の権限はない」と述べられています。静岡県と福島県では原子力行政に対する取り組み方に大きな違いがあると思いますが、この違いを県としてはどのように受け止めていますか。</p> <p>*静岡県の石川知事は、2002年5月27日の知事定例記者会見コメントの中で、数日前に発生した浜岡原発2号機のトラブルに関連して、「具体的に県としてどのように対処していくのか」との記者からの質問に対して、次のように述べられています(静岡県のホームページより抜粋)。</p> <p>「原子力発電所の事故防止対策については、第一義的には責任は中部電力、それからそれをチェックする立場にある国の責務であります。我々は法律上の権限はこの原子力発電所あるいはその他発電所については法律上の権限はないわけで、我々がいろいろこの原発に物申すのは法的な立場は、協定に基づいているいろいろ報告を受けたり、立ち入り調査をすることができるということを背景にしているわけでありまして、県はこれまでもそのような協定を論拠にして先ほど申し上げました安全についての実害が発生することは論外でありますけれども、安全であるということの我々が信頼をきちんと持ちうるような建設・運営、これを要求・要請してきているわけであります。」</p>	<p>2</p> <p>(1)原子力発電所は、原子力等規制法及び電気事業法に基づいて、設置、運転について国が許認可、監督権限を有しています。</p> <p>県は、発電所周辺環境の監視と地域防災計画(原子力対策編)に基づき防災対策を推進しており、福島県と大きな違いはないものと思います。</p>	

浜岡原子力発電所の防災対策について(質問及び回答)

18 (原子力安全対策室)

質 問	回 答	備 考
<p>3 法律の条文に対する県の見解について</p> <p>(1) 原子力災害対策特別措置法第五条(地方公共団体の責務)、災害対策基本法第四条(都道府県の責務)では、県が、県民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、原子力災害予防対策を講じる等の法的な責務があるとされています。また、原子力災害対策特別措置法第三十一条、三十二条には、限定的とはいえ、報告の徴収や立入検査の権限も明記されているので、知事が、原子力発電所の事故防止対策について「法律上の権限はない」と発言されているのは間違いではないかと思えます。これらの条文を県がどのように解釈しているのか、県の見解を示してください。</p> <p>(2) 県は、地方公共団体として、原子力発電所の事故による災害から県民の生命や安全を守る責務があり、その観点においても、知事が原発立地県の長として非常に重要な役割を担っていることは言うまでもなく、日常的に様々な形で行使しうる法律上の権限を有しているものと思われま。県に与えられている「法律上の権限」について、県の見解を明確にしてください。</p> <p>(3) 原子力発電所の事故による災害から県民の生命や安全を守るために、県に認められている法的な権限が不十分であるとすれば、他の自治体に働きかけて、自治体の権限を強化するための法的措置を国に対して要請するなど、具体的な対応が必要であると考えますが、これに対する県の見解を教えてください。</p>	<p>3</p> <p>(1)、(2)</p> <p>原子力災害対策特別措置法及び災害対策基本法では、県が、県民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、原子力災害予防対策を講じる等の法的な責務があるとされており、県では、中部電力浜岡原子力発電所の原子炉の運転及び事業所外運搬により放射線物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害復旧を図るために必要な対策等を規定した静岡県地域防災計画(原子力対策編)を策定しています。</p> <p>原子力災害対策特別措置法第三十一条に定める報告の徴収は、「この法律の施行に必要な限度において」認められた権限であり、… 中略 … これを超えて、例えば、原子力事業者の経営状況や営業秘密に係る事項、安全規制そのものにかかる事項等に関し、本条を根拠として報告を求めることが出来ないのは当然である。」(原子力災害対策特別措置法解説：原子力防災法令研究会・編著)とされており、同法三十二条の立入検査も「この法律の施行に必要な限度において」認められるものであって、…(以下略)とされています。</p> <p>また、原子力発電所は専門性の高いものであるため、その施設、運転については、その適切性を管理、判断するに十分な機構を備えた国が許認可等の権限を有し、事故やトラブルが発生しないよう指導、監督を行っています。</p> <p>(3) 特に県の権限を強化する必要があるとは考えておりません。</p> <p>しかし、原子力事業者に対する国の指導、監督については、昨年来の一連の原子力発電所をめぐる問題が生じたこともあり、他の原子力発電所立地県等とともに、国の規制責任が果たされるよう原子力安全規制の機能・体制を充実、強化するよう要望しています。</p>	

浜岡原子力発電所の防災対策について(質問及び回答)

質 問	回 答	備 考
<p>ください。</p> <p>(以上)</p> <p>(参考) 原子力災害対策特別措置法 (地方公共団体の責務) 第五条 地方公共団体は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第四条第一項及び第五条第一項の責務を遂行しなければならない。</p> <p>(報告の徴収) 第三十一条 主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長又は関係隣接都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、原子力事業者に対し、政令で定めるところにより、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>(立入検査) 第三十二条 主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長又は関係隣接都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、原子力事業所に立ち入り、当該原子力事業所に係る原子力事業者の施設、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p>		

浜岡原子力発電所の防災対策について(質問及び回答)

20

質 問	回 答	備 考
<p>災害対策基本法 (都道府県の責務) 第四条 都道府県は、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行なう責務を有する。</p>		